

大阪府条例第六十号

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和四年大阪府条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。以下同じ。）等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(事業者の責務) 第六条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第三条の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第七条―第十三条 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条―第十二条 (略)</p>

第二条 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十一条 (略)</p> <p>(削除の要請等) 第十二条 府は、インターネット上において、特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当</p>	<p>第十一条 (略)</p>

な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があつたときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

（説示又は助言）

第十三条 府は、前条の規定による要請又は通報を行つてもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。

第十四条 （略）

（審議会への諮問）

第十五条 知事は、第八条の規定により府が行う施策の検証並びに第十二条の規定による要請又は通報及び第十三条の規定による説示又は助言を行うに当たつての基本的な考え方等について、大阪府人権施策推進審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

第十六条 （略）

第十二条 （略）

第十三条 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第二条の規定による改正後の大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「新条例」という。）第十五条の規定による諮問及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第十五条の規定の例により行うことができる。

大阪府人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月七日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第七十二号

大阪府人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則

大阪府人権施策推進審議会規則（平成十年大阪府規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。 2・3 (略)</p>	<p>(組織) 第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。 2・3 (略)</p>
<p>(部会) 第六条 (略) 2 部会は、委員三人以上で組織する。 3-5 (略)</p>	<p>(部会) 第六条 (略) 2-4 (略)</p>
<p>6 部会は、部会に属する委員の過半数（三人で組織する部会にあつては、部会に属する委員全員）が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	
<p>7 前条第三項の規定は、部会の会議について準用する。</p>	<p>5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。